

● 電子マニフェストの流れ

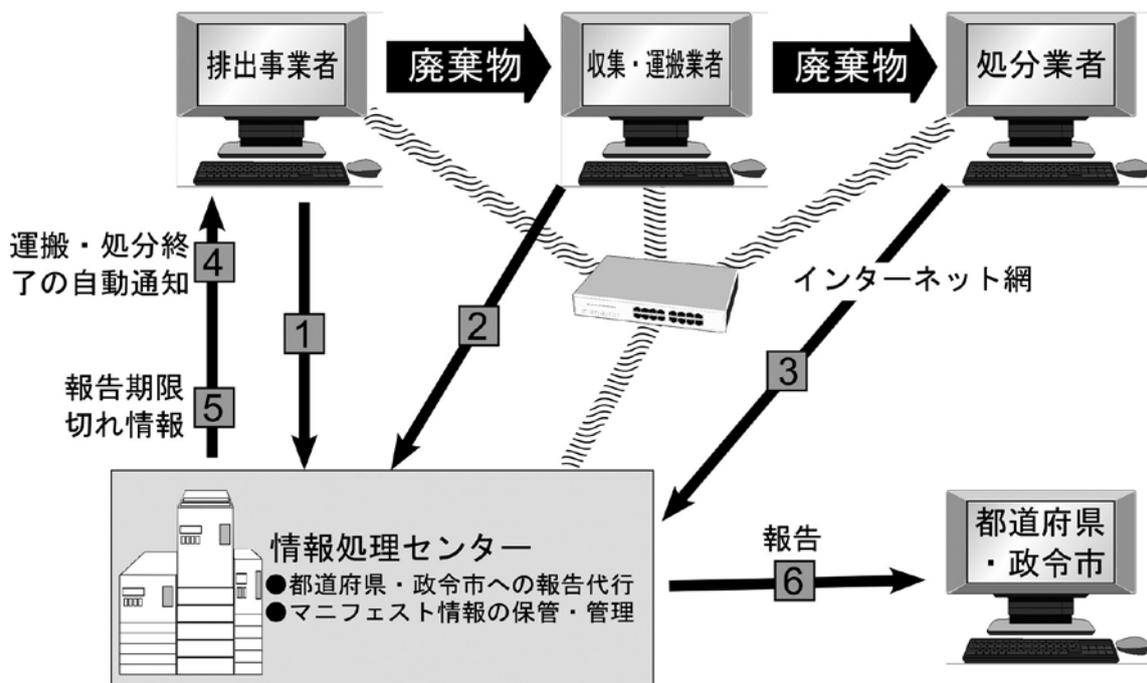
排出事業者は、紙のマニフェストではなく電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。(特別管理産業廃棄物の排出事業者については、電子マニフェストの使用が必要な場合があります。39ページ参照)

紙のマニフェストの照合や確認の事務がパソコン等の端末上で可能となり、事務処理が軽減されます。

また、事業者には、紙のマニフェストの保存義務がかからなくなります。

なお、電子マニフェストを利用するためには、あらかじめ情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が契約することが必要です。

- ① 排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。
排出事業者は、パソコンに必要事項を入力して情報処理センターに登録します。
- ② 収集運搬業者が処分業者まで産業廃棄物を運搬し、引き渡します。
収集運搬業者は、パソコンで情報処理センターに運搬終了を報告します。
(情報処理センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知します。)
- ③ 処分業者で産業廃棄物の処分がなされます。
処分業者は、パソコンで情報処理センターに処分終了を報告します。
(情報処理センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知します。)



電子マニフェスト導入すると、次のような利点があります。

1 事務の効率化

- ・ パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・ 排出事業者によるマニフェストの保存が不要

- ・ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・ マニフェストデータの加工が容易
- ・ 事務効率化による人件費の削減

2 法令の遵守

- ・ マニフェストの誤記・記載漏れを防止
- ・ 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

3 データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

4 マニフェスト交付状況の行政報告

- ・ 電子マニフェスト利用分は情報センターが報告するため、排出事業者の報告が不要

〈連絡先〉

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア 7階

サポートセンター

TEL 0800-800-9023

[ホームページアドレス] <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

● マニフェストの購入方法

マニフェストには、産業廃棄物の運搬経路の違いにより2種類があります。産業廃棄物を直接処分業者に運搬する場合に用いる「直行用」と、運搬において積替えが行われる場合に用いる「積替用」マニフェストがあります。

契約している処理業者と協力しながら、産業廃棄物の種類ごと、また、処分委託先ごとに適切なマニフェストを使用しましょう。

★マニフェストの種類及び取扱元

◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- 発行元：公益社団法人全国産業資源循環連合会
- 用途：建設系廃棄物を含めて、すべての産業廃棄物に適用
- 取扱元：一般社団法人香川県産業廃棄物協会

◎建設系廃棄物マニフェスト

- 発行元：建設六団体副産物対策協議会
- 用途：建設系廃棄物専用
- 取扱元：一般社団法人香川県産業廃棄物協会
一般社団法人香川県建設業協会

★マニフェストの種類別頒布価格

マニフェスト（管理票）の種類	単 価（円）
1 産業廃棄物管理票《直行用》（7枚）単票	100セット 2,600円
2 産業廃棄物管理票《直行用》（7枚）連続票	500セット 13,000円
3 産業廃棄物管理票《積替用》（8枚）単票	100セット 2,600円
4 産業廃棄物管理票《積替用》（8枚）連続票	500セット 13,000円
5 建設系廃棄物（7枚）単票	100セット 2,500円
6 建設系廃棄物（7枚）連続票	500セット 12,500円
7 電子マニフェスト用産業廃棄物送り状 単票	100セット 1,000円

■ マニフェストについてのお問い合わせ、購入申込みは

一般社団法人香川県産業廃棄物協会

〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル6F

電 話 (087) 873-2456

F A X (087) 834-2522

■ 措置内容等の報告等について

排出事業者として、適正に産業廃棄物を処理していくために、以下のことについても留意しておく必要があります。

○ マニフェスト制度について

- ① マニフェスト交付者は、マニフェストの写し（A票、B2票、D票、E票）を5年間保存すること。
- ② 処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けないこと。
（違反者は、措置命令の対象となるほか、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。）

○ 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知について

産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（①事故（保管上限超過）、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件該当、⑥行政処分（改善命令による保管上限超過、許可取消等）が生じたときは、10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付するとともに、その写しを5年間保存しなければなりません。

○ 措置内容等の報告について

産業廃棄物を排出する事業者は、マニフェストを交付した日から90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内に運搬又は処分終了のマニフェストが、180日以内に最終処分終了のマニフェストが送付されてこないとき、必要な事項が記載されていない、あるいは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理を適正に行うことが困難となった通知を受けたときには、運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、30日以内にその講じた措置内容等を知事又は高松市長に報告しなければなりません。

○ 排出事業者による処理状況確認の努力義務の明確化について

排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合における当該廃棄物の処理の状況に関する確認（委託した処理業者の中間処理施設や最終処分場を実地に確認するなど）を行い、最終処分終了まで一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		年 月 日
香川県知事 (高松市長)	殿	報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運 搬 又 は 処 分 を 委 託 し た 産 業 廃 棄 物 の 種 類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運 搬 又 は 処 分 を 委 託 し た 産 業 廃 棄 物 の 数 量		
報告書を提出することとなつた事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考	1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかつた者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(日本産業規格 A列4番)

様式第五号（第八条の三十八関係）

措置内容等報告書			
香川県知事 (高松市長)		年 月 日	
殿		報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。			
登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日	登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容			
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

(日本産業規格 A列4番)

■ 多量排出事業者について

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（産業廃棄物処理計画書）を作成し、その提出が義務づけられています。さらに、前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況の報告も義務づけられています。

毎年6月30日までに提出を行う必要があります。

[産業廃棄物処理計画書の内容]（規則様式第2号の8）

- ・ 計画期間
- ・ 当該事業場における事業の概要
- ・ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・ 産業廃棄物の分別に関する事項
- ・ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ・ 産業廃棄物の処理に関する事項

また、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（特別管理産業廃棄物処理計画書）を作成し、その提出が義務づけられています。さらに、前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況の報告も義務づけられています。

毎年、6月30日までに提出を行う必要があります。

[特別管理産業廃棄物処理計画書の内容]（規則様式第2号の13）

- ・ 計画期間
- ・ 当該事業場における事業の概要
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項
- ・ 電子マニフェストの使用に関する事項

香川県のホームページに、様式を掲載しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/todokede/s92hjr170322140725.shtml>

令和2年4月1日から、電子マニフェスト使用が一部義務化されました。前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場が義務化の対象となります。

電子マニフェストについては、33～34ページを参照してください。

■ 産業廃棄物処理施設について

一定の処理能力を有する廃棄物処理施設を設置しようとする者は、廃棄物処理法に基づき、あらかじめ知事又は高松市長の許可を受けなければなりません。

なお、許可を要しない施設であっても、所定の手続を必要とする場合もあるので、事前に協議を行ってください。

設置許可が必要な施設

施設の種類	処理能力（いずれかに該当するもの）
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日（天日乾燥施設は100m ³ /日）超
汚泥の焼却施設	5 m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超 火格子面積 2 m ² 以上
木くず、がれき類の破碎施設	5 t/日超
汚泥のコンクリート固型化施設	(有害物質を含む汚泥)
汚泥のばい焼施設	(水銀又はその化合物を含む汚泥)
廃水銀等の硫化施設	(廃水銀等) ※平成29年10月1日から施行
シアン化合物の分解施設	(汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物)
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべてのもの
PCBの焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設	(廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物)
産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
産業廃棄物の最終処分場	すべての産業廃棄物の最終処分場

特定処理施設※の設置者は、生活環境上の支障を生ずるような事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事又は高松市長に届け出なければなりません。

なお、特定処理施設に該当しない場合も、事故時には生活環境の保全のために必要な措置を講じてください。

※特定処理施設とは次のとおりです。

① 一般廃棄物処理施設（法第8条）

産業廃棄物処理施設（法第15条※前ページに掲載されている設置許可が必要な施設）

② ①以外の一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設であって、次のいずれかに該当する施設

ア 焼却設備が設けられている処理施設であって、1時間当たりの処理能力が50kg以上又は火床面積が0.5㎡以上のもの

イ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 t以上のもの

ウ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 ㎡以上のもの

■ 香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針

1 経緯

産業廃棄物の最終処分場は、事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、技術的・経済的な理由から資源化できない廃棄物や、資源化等のための中間処理により発生した残さを埋め立てる施設です。

最終処分場の構造や維持管理に問題があった場合、地下水の汚染等、周辺的生活環境に影響を与えるおそれがあるため、廃棄物処理法に基づき、国が最終処分場の構造や維持管理に係る技術上の基準を定めています。しかし、具体的に規定されていない部分があることなどから、実際に最終処分場を設置、運営するに当たって、設置者によって認識や方法にバラツキが生じていました。

そこで、県では、できるだけ具体的な指針を示すことにより、産業廃棄物最終処分場における適正処理の確保を図るため、平成20年10月1日に独自の技術指針を制定し、平成21年4月1日から施行しています。

2 指針の主な内容

項目	内容
①周囲の囲い	最終処分場内が容易に見えるよう、囲いを可視構造（ネットフェンス等）にすること。
②搬入検査の実施	許可品目以外の廃棄物の埋立てを防止するため、廃棄物の搬入を承諾する前に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）と廃棄物を照合する搬入検査を実施すること。
③展開検査場の設置 (安定型最終処分場のみ適用)	安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するために義務付けられている展開検査について、飛散防止ネット等を設けた堅固な床構造の検査場を設置し、すべての廃棄物を厚さ30cm以下に展開し目視等で検査し、その結果を展開検査日報に記録すること。
④エリアマップを用いた埋立地の管理	埋立処分の進行管理、残余容量の把握のため、埋立地内の現況高を記録したエリアマップ等を用いて埋立地を管理すること。
⑤埋立地のセル管理 (安定型最終処分場のみ適用)	廃棄物の埋立状況の把握を容易にするため、セル標識を設置（埋立地の水平方向に縦横10mごと）し、投込み方式ではなく、各セルごとに計画的な埋立てを実施すること。
⑥水質検査結果の報告の義務付け	浸透水等の水質検査の結果について、定期的に県へ報告すること。

※ 安定型最終処分場とは、廃棄物の埋立部分と外部を隔てる遮水工がない構造のもので、有害物質や有機物等が付着していない安定5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみの埋立処分が可能な施設です。

※ 産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場のほか、鉄筋コンクリート等で完全に外部と隔離した遮断型最終処分場、地下水汚染を防止するために遮水工や水処理設備を備えた管理型最終処分場があります。

※ 指針の詳細な内容は、

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/753/sanpai_sisin.pdf

をご覧ください。

排出事業者（中間処理業者を含む。）や収集運搬業者の方々へ

1 最終処分場が実施する搬入検査に御協力ください。

すべての最終処分場において、廃棄物の搬入を承諾する前に、搬入車両に積載されている廃棄物と manifests の記載内容を照合するなどの検査を実施します。

搬入検査において、許可品目外の廃棄物が認められた場合には、最終処分場は、「搬入検査報告書」を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者へ返却します。

2 安定型最終処分場が実施する展開検査に御協力ください。

安定型最終処分場へ搬入されたすべての廃棄物について、埋立処分を行う前に展開検査場において廃棄物を一旦搬入車両から降ろして、厚さ30cm以下になるように展開し、廃棄物を目視で確認します。

展開検査において、許可品目外の廃棄物が認められた場合には、最終処分場は、「展開検査報告書」を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者へ返却します。

展開検査が終了するまで、当該廃棄物を搬入した運搬車両は最終処分場内で待機する必要があります。

3 産業廃棄物の処理委託基準の遵守

県では、指針の施行にあわせて、安定型最終処分場において埋立地の掘り起こし検査を実施し、安定型以外の廃棄物が埋立処分されていないかを確認しています。

安定型以外の廃棄物が埋立処分されていた場合には、最終処分場に対してその撤去を指示するとともに、当該廃棄物の処理委託を行った排出業者に対しても立入検査を実施し、産業廃棄物の処理委託基準を遵守するよう指導します。

4 その他

- ・ 収集運搬業者が最終処分場を出場する前には、最終処分場に設置されている洗車設備を必ず利用して、タイヤに付着した土砂等が場外へ飛散しないようにしてください。
- ・ やむを得ない場合を除き、早朝又は深夜における最終処分場への廃棄物の搬入は行わないようお願いします。
- ・ 搬入道路が通学路等として使用されている場合には、収集運搬車の安全走行について特に御配慮ください。

■ 廃棄物処理施設に係る定期検査制度について

廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設等の許可時に告示・縦覧を要する施設）の設置許可を受けた者は、5年3ヶ月以内ごとに、廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、知事又は高松市長の検査を受けなければならないこととされています。

なお、定期検査の申請をせず、受検期間内に定期検査を受検しない場合は、定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に該当し、30万円以下の罰金となります。

- ・定期検査を受検する場合は、あらかじめ、当該廃棄物処理施設の所在地を所管する保健福祉事務所環境管理室等（施設が高松市にある場合は、高松市環境局環境指導課）に申請書を提出してください。
- ・定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3ヶ月以内ごとに受けなければなりません。
- ・知事又は高松市長は、廃棄物処理施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて実地に検査を行い、検査の結果を通知する書面を交付します。また、次回の定期検査の受検期限を検査の結果とあわせて通知します。

■ 廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化について

定期検査の対象となる廃棄物処理施設については、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報の公表についても義務付けられています。

公表情報：規則第12条の7の2に規定されている事項

公表期間：各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日から3年間

公表方法：インターネットその他の適切な方法

（原則としてインターネットを利用する方法が望ましいとされていますが、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場で閲覧させる等の方法が考えられます。）

■ 不法投棄の禁止について

産業廃棄物の不法投棄は、地域的美観を損なうとともに自然環境や私たちの生活環境を破壊し、ときには水質汚濁や土壌汚染などの被害を与えることがあります。廃棄物処理法第16条は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と投棄を禁止しており、違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

また、未遂行為についても同じ罰則の対象となります。

○ 不法投棄を防止するためのお願い

- ① 自分の土地であっても、みだりに産業廃棄物の埋立てなどによる造成はできません。
- ② 自分の土地であっても、安易に他人の産業廃棄物を置かせたり、預かったりしないようにしましょう。
- ③ 「安く、土地の造成や整地をしてやる。」と言われても、安易に土地を提供しないようにしましょう。

■ 野外焼却の禁止について

平成13年4月から廃棄物は、焼却が原則禁止されています。

ただし、① 法に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却、② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却、③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものが除かれています。

なお、違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

また、未遂行為についても同じ罰則の対象となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ① 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

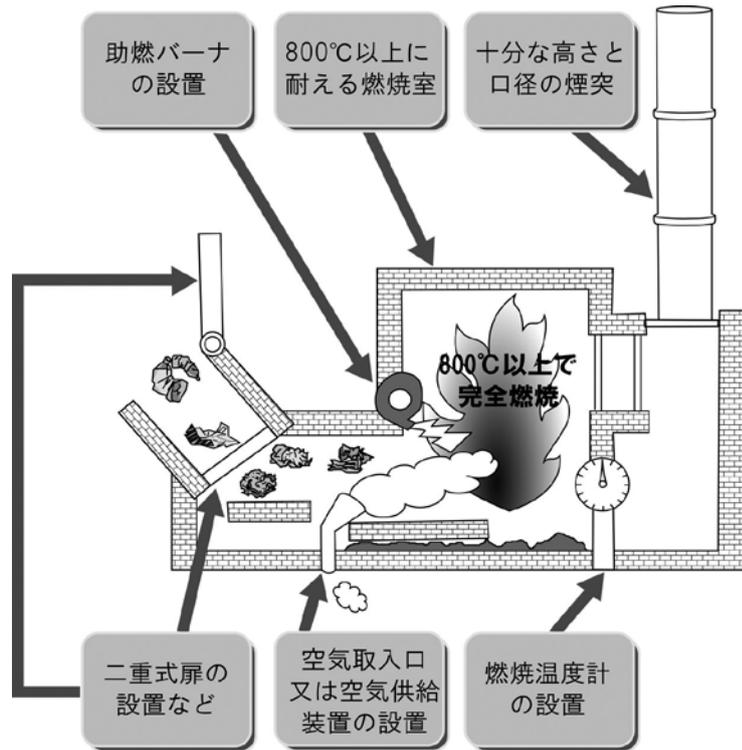
- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（抜粋）

（平成12年9月28日付け衛環第78号）

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却としては、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却などが考えられること。
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却としては、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却などが考えられること。
なお、凍霜害防止のためであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却は、これに含まれるものではないこと。
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却としては、どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が考えられること。
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられること。
なお、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと。
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられること。

廃棄物の焼却基準



基準（廃棄物処理法施行規則第1条の7）	
焼却設備の構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。 2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 3. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。 5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。

基準（平成23年4月1日環境省告示第29号）	
焼却の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。 2. 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。 3. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

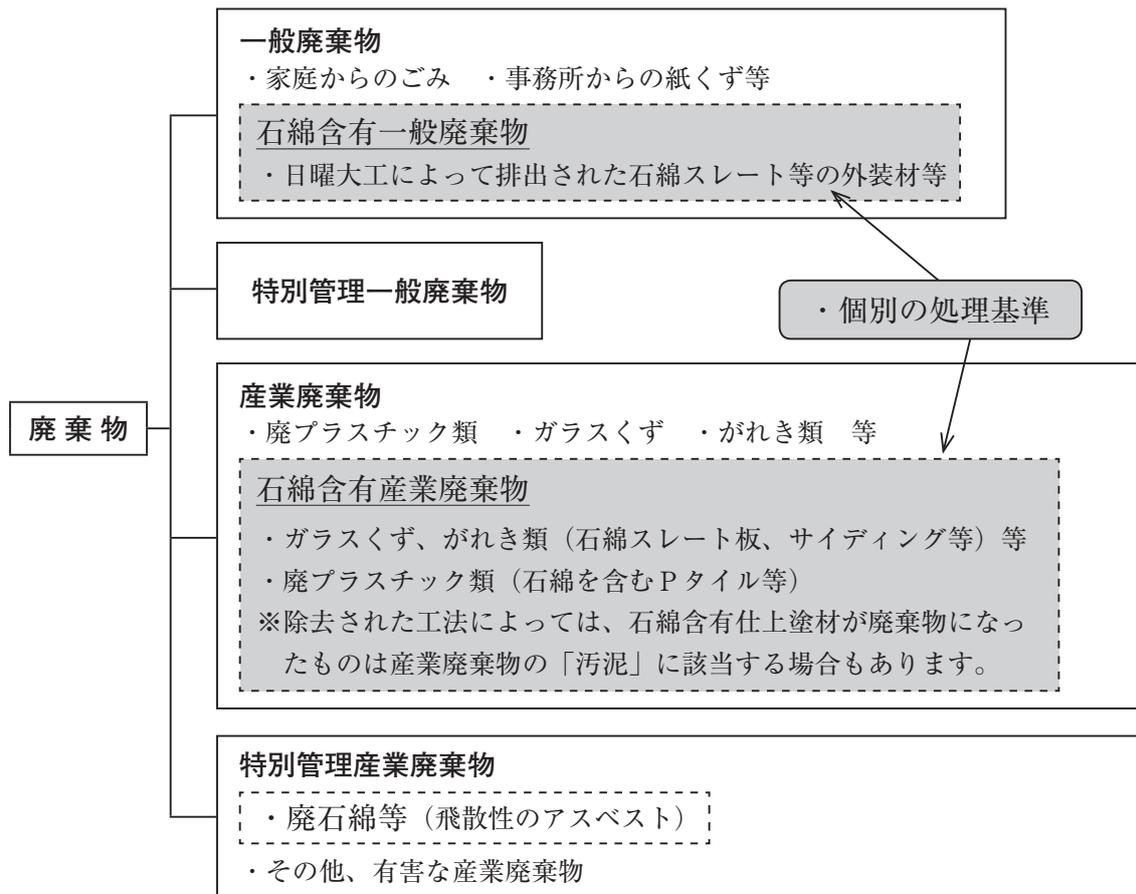
■ 石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理について

石綿による健康被害が顕在化する中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっています。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要です。

廃棄物処理法施行令等の改正により、石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理基準が強化され、平成18年10月1日から施行されています。

1 石綿含有産業廃棄物について

工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有する産業廃棄物が「石綿含有産業廃棄物」と定義されました。（規則第7条の2の3）



2 石綿含有産業廃棄物の収集運搬について

石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません。（令第6条第1項第1号ロ）

また、収集運搬時の破碎・切断は、車両へ石綿含有産業廃棄物を積込む際等、やむを得ず切断等が必要な場合に限られます。その際は、散水等により十分湿潤化した上で行ってください。

3 石綿含有産業廃棄物の処分について

石綿含有産業廃棄物の処分方法は、埋立処分若しくは溶融、無害化処理のみです。したがって、破碎、選別、切断、圧縮等による中間処理はできません。

4 石綿含有産業廃棄物に関する情報の伝達等について

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

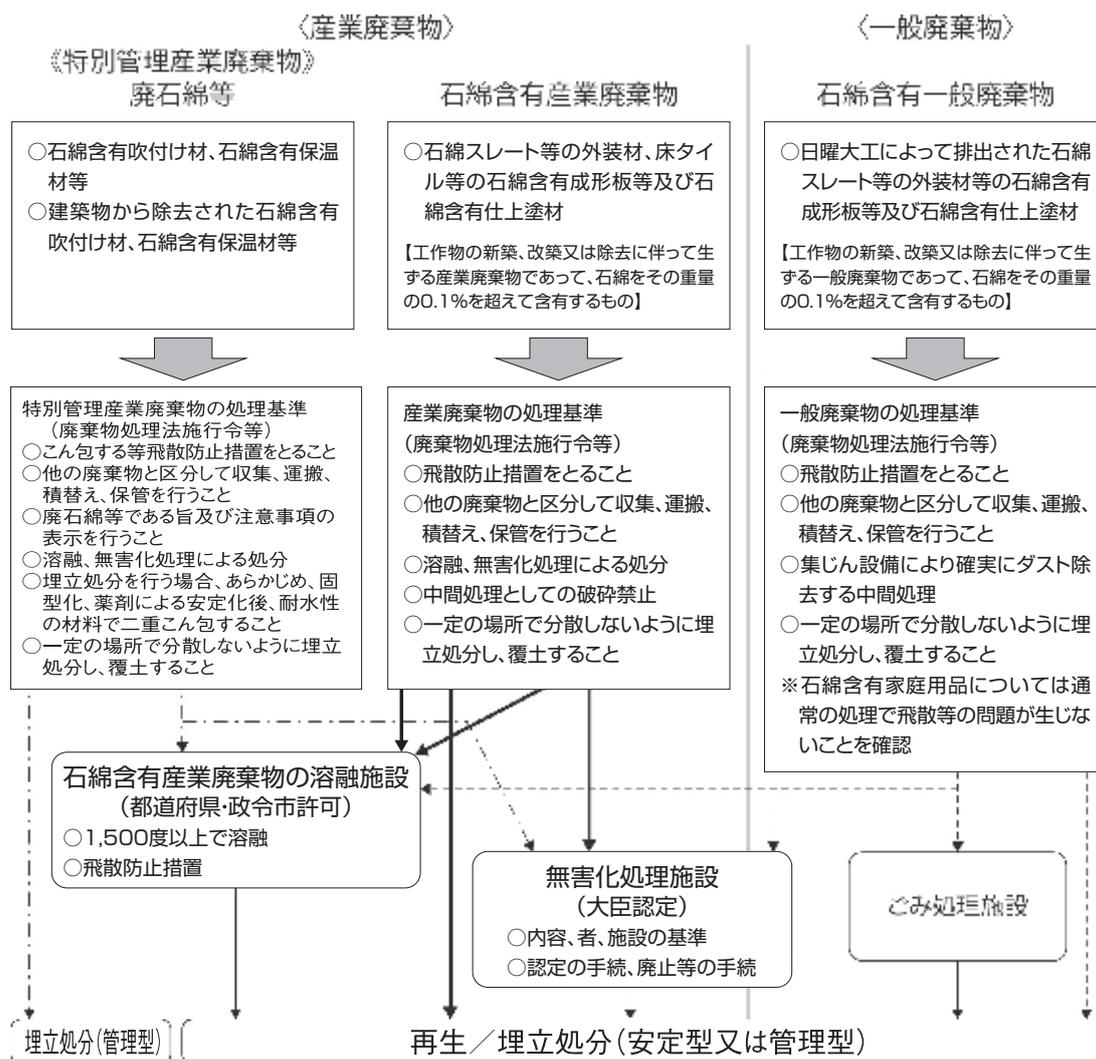
処理を行う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨及びその数量を記載することが必要です。

(2) 帳簿及び委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨を記載することが必要です。

(マニフェストの記載例)

産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)			
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>			
産業廃棄物の名称				ビニール床タイル		
有害物質等				処分方法 安定型埋立		
備考・通信欄						

● 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理フロー



■ 水銀を含む廃棄物の処理について

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成29年8月16日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

廃棄物処理法施行令等の改正により、水銀を含む廃棄物の処理基準が強化され、平成29年10月1日から施行されています。

1 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます。)

例：一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

2 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

3 廃水銀等

① 特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等

② 水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>